

印業令 7 第 4 号

勝田川・高崎川水管橋上部工修繕工事に係る実施設計業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本事項	1
1-1-1 適用範囲	1
1-1-2 業務委託の目的	1
1-1-3 業務委託内容	1
1-1-4 仕様書等の適用	1
第2節 一般事項	1
1-2-1 費用の負担	1
1-2-2 法令等の遵守	2
1-2-3 業務の施行	2
1-2-4 中立性の保持	2
1-2-5 秘密の保持	2
1-2-6 監督職員	2
1-2-7 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等	2
1-2-8 技術者の資格	2
1-2-9 打合せ及び記録	3
1-2-10 貸与資料	3
1-2-11 参考文献等の明記	3
1-2-12 疑義の解釈	3
1-2-13 事故の防止	3
1-2-14 成果品の検査	3
1-2-15 成果品の帰属	4
1-2-16 納期	4
1-2-17 提出書類	4
第2章 業務の概要	5
第1節 勝田川・高崎川水管橋上部工等修繕工事に係る実施設計	5
2-1-1 業務内容	5
2-1-2 成果品	6
勝田川・高崎川水管橋上部工修繕工事実施設計成果品一覧表	7

第1章 総則

第1節 基本事項

1-1-1 適用範囲

- 1 本仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。
 - (1) 委託番号 印業令7第4号
 - (2) 委託名 勝田川・高崎川水管橋上部工修繕工事に係る実施設計業務委託
 - (3) 委託箇所 佐倉市直弥230番地及び酒々井町飯積331番地
 - (4) 委託期限 契約日の翌日から令和8年2月13日限り

1-1-2 業務委託の目的

- 1 本業務委託は、勝田川水管橋及び高崎川水管橋の上部工の修繕工事に係る実施設計を行うことを目的とする。

1-1-3 業務委託内容

- 1 以下の水管橋の上部工修繕工事に係る実施設計を行う。
 - (1) 勝田川水管橋（800A パイプビーム形式 支間長24.0m）
 - (2) 高崎川水管橋（600A π 型補剛形式 支間長23.0m）

1-1-4 仕様書等の適用

- 1 本委託は、次の各仕様書等に基づき実施すること。なお、これらにより難しい場合は、監督職員と協議し、承諾を得ること。
 - (1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
 - (2) 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
 - (3) 水道施設設計指針（日本水道協会）
 - (4) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
 - (5) 水道維持管理指針（日本水道協会）
 - (6) 水道工事標準仕様書【土木工事編】（日本水道協会）
 - (7) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
 - (8) 露出鋼管（水管橋等）～外面塗装劣化診断評価の手引き～
（日本水道協会、日本水道鋼管協会）
 - (9) その他公的な仕様書・指針

第2節 一般事項

1-2-1 費用の負担

- 1 業務に必要な費用は、本仕様書に特に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1－2－2 法令等の遵守

- 1 受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1－2－3 業務の施行

- 1 受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の目的を十分理解したうえで、必要な知識と十分な経験を有する業務主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮できるよう努力するとともに正確丁寧にこれを行わなければならない。

なお、業務主任技術者と管理技術者は兼ねることができる。

1－2－4 中立性の保持

- 1 受注者は、各種調査をはじめとする業務の実施にあたって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1－2－5 秘密の保持

- 1 受注者は、本業務委託の施行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1－2－6 監督職員

- 1 本業務委託は、組合監督職員（以下「監督職員」という。）が、業務委託契約書、特記仕様書等に定められた事項の範囲において、業務施行上の指示及び監督を行うこと。
受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1－2－7 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等

- 1 受注者は、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせなくてはならない。
- 2 業務主任技術者（管理技術者）は、業務計画書を作成するとともに、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画書を作成するとともに、業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 4 受注者は、業務の遅滞ない進捗を図るために、必要な担当技術者を配置しなければならない。

1－2－8 技術者の資格

- 1 業務主任技術者（管理技術者）は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道）、あるいはR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道）、あるいはR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。
- 3 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は、兼ねる事が出来ない。

1－2－9 打合せ及び記録

- 1 業務主任技術者（管理技術者）は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等協議は、結果を速やかに記録し提出すること。

1－2－10 貸与資料

- 1 本業務委託に必要となる資料のうち、組合が所有しているものはこれを貸与し、その他の資料は組合の仲介により受注者が収集するものとするが、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。

なお、貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済すること。

1－2－11 参考文献等の明記

- 1 本業務委託で参考とした文献や資料については、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

1－2－12 疑義の解釈

- 1 受注者は、業務施行上と認められるもので、本仕様書に疑義が生じた場合、また、本仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは内容に相互符号しない事項がある場合、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

1－2－13 事故の防止

- 1 受注者は、現地調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。

なお、損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1－2－14 成果品の検査

- 1 受注者は、業務完了後、管理技術者立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。
- 2 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。
- 3 業務完了後において、受注者の責に伴う契約の不適合が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

1－2－15 成果品の帰属

- 1 成果品の管理及び帰属は全て組合とする。受注者が成果品を公表するについては一切これを認めない。

1－2－16 納期

- 1 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したものについては、提出を求める場合がある。

1－2－17 提出書類

1 提出書類

- | | | |
|--|--------------------|-----|
| (1) 業務着手届 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (2) 業務主任技術者（管理技術者）選任通知書 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| 経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。
照査技術者及び各担当技術者についても提出すること。 | | |
| (3) 業務工程表 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (4) 業務カルテ（登録内容確認書） | (受注・変更・完了後 10 日以内) | 1 部 |
| (5) 業務計画書及び照査計画書 | (原則として契約後 30 日以内) | 2 部 |
| (6) 身分証明書交付申請書 | (原則として契約後 30 日以内) | 1 部 |
| 身分証明書の交付を受けようとする従事者一覧及び写真、身分証明書の交付を受けたい従事者と申請者が恒常的な雇用関係を証明するものを添付すること。
発行した身分証は、業務完了時に返却すること。 | | |
| (7) 業務完了報告書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (8) 業務目的物引渡申出書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (9) 業務報告書（別紙成果品一覧表） | | 2 部 |
| (10) その他監督職員が指示したもの | | |

第2章 業務の概要

第1節 勝田川・高崎川水管橋上部工修繕工事に係る実施設計

2-1-1 業務内容

1 委託内容

(1) 既存塗膜の成分調査

- ・ 既存塗膜から試料採取（足場が必要ない範囲からを想定）
- ・ 鉛等含有の調査（調査結果の報告書の提示）
- ・ 試料採取箇所の塗装修繕
- ・ 採取した試料の廃棄

(2) 水管橋修繕計画

修繕箇所は、別紙「3. 恒久対策として修繕方法のご提案」参照。

① 点検歩廊・手摺の撤去・再設置の検討

- ・ 既存図面や現地調査による現況図の作成
- ・ 点検歩廊・手摺の撤去可能範囲の検討
- ・ 点検歩廊・手摺の撤去・新設のための施工方法の検討

② 既存塗膜除去及び塗膜仕様の検討

- ・ 既存塗膜撤去のための施工方法の検討（集塵装置等の現場養生や足場設置含む）
- ・ 塗膜仕様選定
- ・ 塗膜塗布のための施工方法の検討

③ 既設伸縮可とう管の耐震補強の検討

- ・ 外付けカバージョイント型の耐震補強可とう管の検討
- ・ 可とう管の設置方法の検討

(3) 水管橋修繕設計

- ・ 点検歩廊・手摺撤去・新設の設計図面作成
- ・ 点検歩廊・手摺撤去・新設の数量計算書作成
- ・ 既存塗膜撤去及び塗膜新設の設計図面作成
- ・ 既存塗膜撤去及び塗膜新設の数量計算書作成
- ・ 既設伸縮可とう管耐震補強の設計図面作成
- ・ 既設伸縮可とう管耐震補強の数量計算書作成
- ・ 各工種の金入り設計書の作成

2 現地踏査

受注者は、各水管橋の現地調査を行い、詳細設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認すること。また、地形等の自然状況、沿道、交差、用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握すること。

3 資料の収集及び調査

受注者は、業務上必要な資料及び地下埋設物、その他の支障物件（電柱、架空線等）について、十分調査を行うこと。

4 施工計画

受注者は、計画に当って交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、資材・部材の搬入計画、工程、支障物件の有無を検討し、工事費積算に当って必要な計画を記載した施工計画書を作成すること。

5 関連機関との協議用資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関連機関との協議用資料、説明用資料及び占用許可（道路占用、河川占用等）を得るための関係書類の作成を行うこと。

6 照査

照査技術者は、次に示す事項を標準として照査を行い業務主任技術者（管理技術者）に照査報告書を提出すること。

- （１）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行うこと。特に地形、地質条件及び道路計画、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行うこと。
- （２）成果図面を基に、設計基本条件との整合が適切に取れているかの照査を行うこと。
また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行うこと。
- （３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行うこと。また、施工方法、交通切回し方法が適切であるかの照査を行うこと。
- （４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行うこと。
また、各種構造細目についても照査を行い、基準との整合を図ること。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取合いについて整合性の照査を行うこと。

2-1-2 成果品

- 1 受注者は、次表に示す成果品を作成すること。また、電子納品を行う場合は監督職員と協議すること。

なお、電子納品の形式及び仕様は監督職員の指示によるが、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準を標準とする。

勝田川・高崎川水管橋上部工修繕工事実施設計成果品一覧表

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
設計図面	位置図	1/2,500～1/10,000	A 1、A 3 版製本
	一般平面図	1/500～1/1,000	A 1、A 3 版製本
	線形図	適宜	A 1、A 3 版製本
	構造一般図	1/50～1/100	A 1、A 3 版製本
	上部工構造詳細図	1/20～1/100	A 1、A 3 版製本
	仮設工詳細図	適宜	A 1、A 3 版製本
報 告 書	設計概要書	—	A 4 ファイル綴込み
	設計計算書	—	A 4 ファイル綴込み
	数量計算書	—	A 4 ファイル綴込み
	施工計画書	—	A 4 ファイル綴込み
	金抜設計内訳書	—	A 4 ファイル綴込み
	概算工事費計算書	—	A 4 ファイル綴込み
	工期算定計算書	—	A 4 ファイル綴込み
	特記仕様書	—	A 4 ファイル綴込み
	占用関係書類	—	A 4 ファイル綴込み
	設計条件一覧表	—	A 4 ファイル綴込み
	照査（審査）報告書	—	A 4 ファイル綴込み
	チェックリスト	—	A 4 ファイル綴込み
その他資料	調査、渉外関係記録一覧表	—	A 4 ファイル綴込み
	調査資料及び工法選定資料	—	A 4 ファイル綴込み
	その他打合せ、申請書等に関する監督職員の指示した図書	—	A 4 ファイル綴込み

3. 恒久対策として修繕方法のご提案

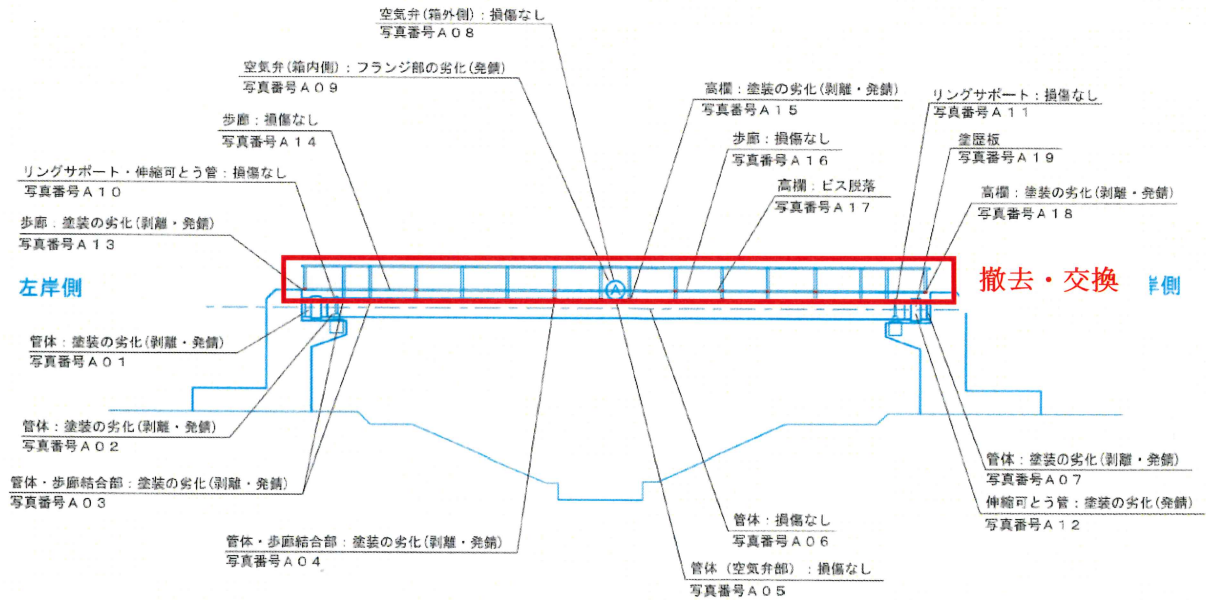
水管橋名 構造部位	勝田川水管橋 φ 800×27m パイプビーム水管橋	高崎川水管橋 φ 600×25.7m π 型補剛水管橋
本管	腐食箇所の塗装剥離と電動工具を用いた2種素地調整、全面塗替え	腐食箇所の塗装剥離と電動工具を用いた2種素地調整、全面塗替え
歩廊（グレーチング）	再使用	—
歩廊枠・手摺・PL	既設の歩廊枠を撤去し新設の歩廊枠に取り替える	・ π 補剛プレート部 滑り止め塗料の全剥離と電動工具を用いた2種素地調整、全面塗り替え ・ 既設手摺の撤去、新設の手摺に取り替える。
伸縮管	外付けカバージョイント型の耐震補強可とう管を設置	外付けカバージョイント型の耐震補強可とう管を設置
落橋防止装置	ボルト腐食箇所のタッチアップ	ボルト腐食箇所のタッチアップ
支承	腐食箇所の塗装剥離と電動工具を用いた2種素地調整+手ケレン併用、塗装	腐食箇所の塗装剥離と電動工具を用いた2種素地調整+手ケレン併用、塗装
必要設備	・ 作業ヤード（敷鉄板） ・ 吊り足場 ・ 板張り囲い、クリーンルーム、集塵機など（塗料に鉛含有されている場合） ・ クレーンなど ・ その他 フェンス撤去・設置	

お願い事項

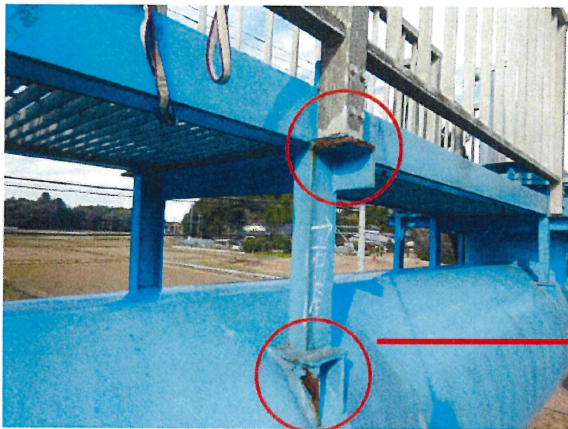
- ・ 既設塗膜に鉛が含有されているか事前調査をお願いします（発注者に調査義務付け）
- ・ 修繕工事の詳細設計業務については、コンサル様にご発注願います。

勝田川水管橋（上部工）

側面図



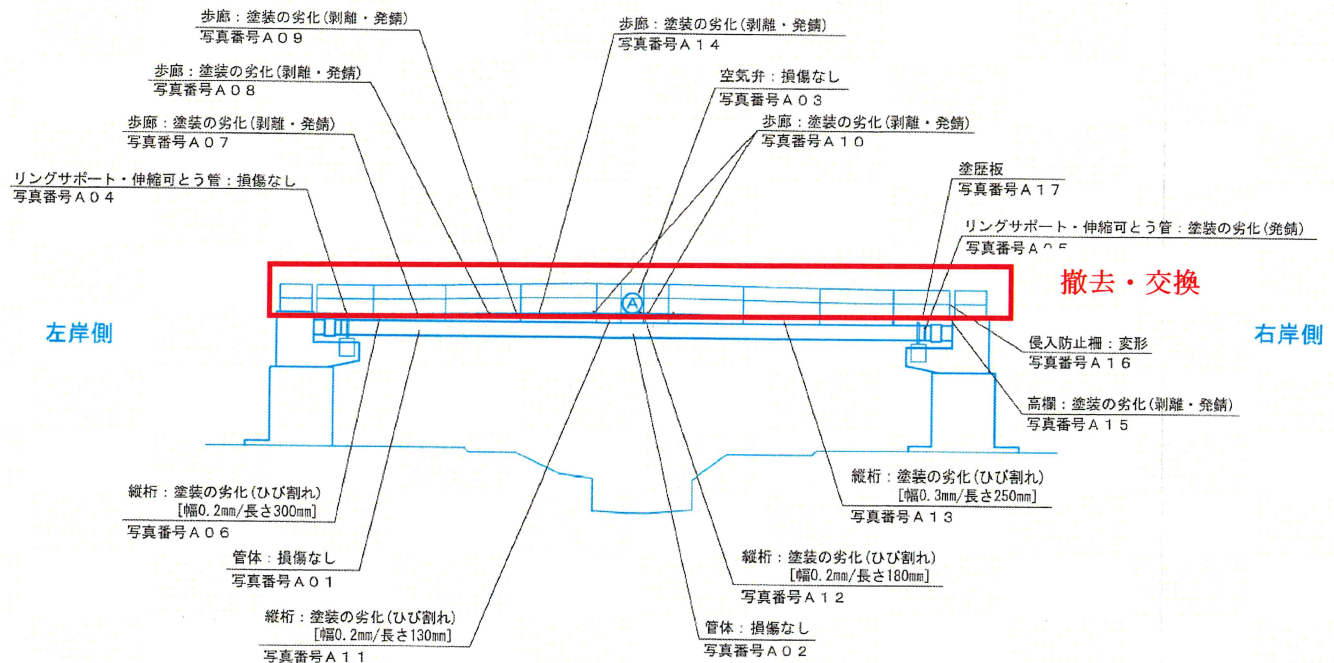
歩廊取り換え範囲（イメージ）



本管より台座が溶接され、その台座から歩廊枠が構成されております。修繕工事は台座の上面より上の部分を撤去し、同形状の新しい歩廊枠を製作し設置する案となります。グレーチングは再利用可と考えております。

高崎川水管橋（上部工）

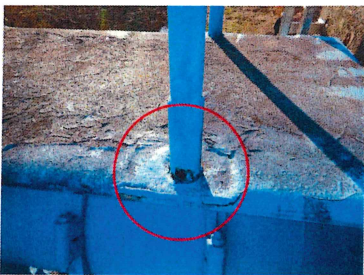
側面図



歩廊取り換え範囲（イメージ）



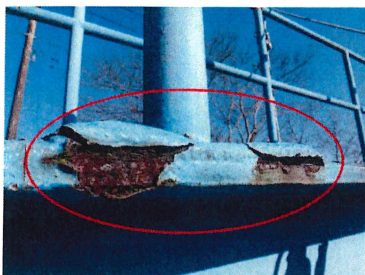
π 型補剛の上面塗装（滑り止めゴム）の撤去



上記の塗装撤去後、歩廊手摺の根元を切断・撤去。

新規の手摺は交換できるような構造に変更。

※補剛上面にプレート溶接し、そのプレートに手摺をボルト接合にするなどの案



補剛板が発錆している箇所は研磨を行い、減肉している場合は溶接で肉盛する措置が必要と想定している。

〔表〕 塗り替え塗装の素地調整程度

素地調整程度	さび面積 ※1	塗膜異常 面積※2	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を全て除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジंकリッチプライマーやジंकリッチペイントを残し、ほかの旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具との併用
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、膨れ）は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

※1 さびが発生している場合

※2 さびがなく、割れ、はがれ、膨れ等の塗膜異常がある場合

出展：（公社）日本道路協会『鋼道路橋防食便覧 平成26年3月』p.Ⅱ-138